都道府県医師会 社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事 鈴木 邦彦

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の 一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」の一部改正について

DPC対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」(平成20年厚生労働省告示第95号)の一部が平成25年厚生労働省告示182号をもって改正され、その取扱いについて「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」(平成25年5月24日保医発第0524第1号)が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、定義テーブル中の「060035 大腸(上行結腸からS状結腸)の悪性腫瘍」及び「060040 直腸肛門(直腸・S状結腸から肛門)の悪性腫瘍」について「レゴラフェニブ水和物」が追加され、「070470 関節リウマチ」について「トファシチニブクエン酸塩」が追加され、「130010 急性白血病」について「クロファラビン」が追加されました。また、診断群分類定義樹形図の一部が変更されました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

- 1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件 (厚生労働省告示第 182 号)
- 2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部 改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」の一部改正について (平 25.5.24 保医発 0524 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

第三種郵便物認可日刊(行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日日刊(行政機関の休日休刊)

0

 \triangleright

0

編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

目

法 律

○独立行政法人日本万国博覧会記念機 構法を廃止する法律 (一九) の 一部を改正する法律(一八)

報

政 令

官

○国家公務員退職手当法施行令の一部 ○国家公務員の退職給付の給付水準の 当法等の一部を改正する法律の一部 見直し等のための国家公務員退職手 を改正する政令(一五八) の施行期日を定める政令 (一五七)

令

府

○財務諸表等の監査証明に関する内閣 府令の一部を改正する内閣府令 (内閣府三五)

省 ②

改正する省令 (農林水産四二)

○地球温暖化対策の推進に関する法律

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を

1

ᄪ

○特掲診療料の施設基準等の一部を改

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術

を改正する件 (同一八三) 厚生労働大臣が別に定める者の一部

告 示

○除籍の一部が滅失した件 (法務 | 九九)

○国際連合安全保障理事会決議に基づ る件 (外務一八五) 関係者を指定する件の一部を改正す ビアのカダフィ革命指導者及びその く資産凍結等の措置の対象となるリ

〇株式会社日本政策金融公庫による小 する件 (財務一六五) 設の基準等を定める件の一部を改正 口の教育資金の貸付けに係る教育施

○文部省所管の補助金等に関する事務 件の一部を改正する件 を都道府県知事が行うこととなった

(文部科学八〇)

○文部省所管の補助金等に関する事務 なった件の一部を改正する件 を都道府県教育委員会が行うことと (同八二)

○使用薬剤の薬価 (薬価基準)の一部 を改正する件(厚生労働一七九)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基 準に基づき厚生労働大臣が定める掲 示事項等の一部を改正する件 同一八〇)

正する件(同一ハー)

○厚生労働大臣か指定する病院の病棟 る件(同一八二) 処置等及び副傷病名の一部を改正す 定方法第一項第五号の規定に基づき における療養に要する費用の額の算

○三陸復興国立公園の集団施設地区を

(同五六)

ば採取し、又は損傷してはならない 別地域内において許可を受けなけれ 指定する件の一部を改正する件 高山植物その他これに類する植物を (同五七)

(関東地方整備局二七一~二七三)

(国会事項)

○道路に関する件

(人事異動)

内閣府

〔叙位·叙勲

次のページに掲載されています。 本日公布された法令の「あらまし」

Ιţ

○農業の担い手に対する経営安定のた 収穫量を定める件 特定対象農産物の単位面積当たりの 規則第七条の農林水産大臣が定める めの交付金の交付に関する法律施行

(農林水産一七一四)

○三陸復興国立公園の公園区域を変更 する件 (環境五〇)

最低工賃の改正決定に関する公示 (高知労働局最低工賃公示一)

 \equiv

労

働

官庁報告)

皇室事項

三

○三陸復興国立公園の公園計画を変更 する件(同五一)

公

告

○三陸復興国立公園の特別地域の区域 を変更する件 (同五二)

○富士箱根伊豆国立公園の公園計画を 指定する件 (同五三)

官庁

諸 事

項

変更する件 (同五四)

○国立公園の公園事業を決定する件 (同五五)

○国立公園の公園事業を変更する件

○国立公園及び国定公園ごとにその特

0 裁判所 財団、 更の認可関係 地改良区役員の退任及び就任、 頭首工の管理規程の変更、財部町土 改良事業 (維持管理) 地区の石狩川 川沿岸中田地区土地改良区の定款変 有権者申出方、国営篠津土地

 \equiv

会社その他 相続、失踪、 会社更生、 再生関係 破産、免責、特別清算、

丟 远

Ų

セツキシマブ,ベバシズマブ

パニッム・

表

の

1273

か 5

1290 ま

らでの 項中

> 4 . B C

> > A

アダリムマブ,ゴリムマ

ブ, セルトコズマブブクエン製箱

ľ

表の

1788 か ら 1799

○厚生労働省告示第百八十二号

働省告示第九十三号)別表17の規定に基づき、 病名 (平成二十年厚生労働省告示第九十五号) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労 の一部を次のように改正する。 厚生労働大臣が定める傷病名、 手術、 田 村 処置等及び副傷 憲久

平成二十五年五月 一十四日

厚生労働大臣

表の759から79までの項中 2 8t パニツムマブ,セツキシマブ 、ベバシズマブ

を

5

9t 3

マブ・セシキッマブ フェニブ水和物

ベバシズマブ ľ 表の79から87までの項中 ت 8

パニツム

시

50

レゴラフェニブ水和物(当該薬剤の添附文書において記載された 効能又は効果に係るものに限る。)

060035xx0105xx

060020xx97x4xx060020xx03x4xx

060020xx99x40x

60020xx99x41x

を , ベバシズマブ

ت ھ パニツムマブ, セシキシマブ, レゴラフェニブ水和物

7ダリムマブ ペゴル

ゴリムマブ セルトリズマブ を

4

2 84

ľĆ

51

メ載

トレフプチン (遺)された効能又は効

伝子組換え(当果に係るものに

該薬剤の添附文書において記 限る。)

100335xx97x1xx

00335xx97x0xx

までの項中 C

52

オファツムマブ(遺伝子組換え)当 載された効能又は効果に係るものに

該薬剤の添附文書において記 限る。)

130050xx97x2xx

30050xx99x2xx

100335xx99x1xx

_00335xx99x0xx

, ダサチニブ水和物, 物, 三酸化ヒ素製剤, 三酸化ヒ素製剤, イツン, イマチニブメ射線療法, J038 (3なし 和物, ニロチニブ製剤, ゲムシズマ製剤, ゲムシズマニブメシル酸, 代ニブメシル酸, 代のでは、10円のでである。), を

 \subset

ネララビン,クロファラビン,ダサチニブ水和物,ニロチニブ塩酸塩水和物,三酸化ヒ素製剤,ゲムツズマブオゾガマイシン,イマチニブメシル酸,化学療法,放射線療法,7038(3に限る。),C005,7045なし

に

改める。

官

〇厚生労働省告示第百八十三号

養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者 (平成) 働省告示第九十三号)第一項第五号の規定に基づき、 [年厚生労働省告示第百四十号) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法 (平成二十年厚生労 の 一部を次のように改正する。 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療 Ŧ

平成二十五年五月二十四日

別表に次のように加える。

厚生労働大臣 田村 憲久

パクリタキセル(当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果(平成25年2月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。) 040040xx991 060020xx01x4xx 040040xx9913xx 040040xx9904xx 040040xx9903xx 040040xx97x4xx 040040xx97x3xx 040040xx01x4xx

49

○農林水産省告示第千七百十四号

金に係る同令第七条の農林水産大臣が定める特定 安定のための交付金の交付に関する法律 (平成十 産省令第五十九号)第七条の規定に基づき、平成 の交付に関する法律施行規則 (平成十八年農林水 に定める。 対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のよう 八年法律第八十八号)第三条第一項第一号の交付 二十五年度に交付する農業の担い手に対する経営 農業の担い手に対する経営安定のための交付金

平成二十五年五月二十四日

合事務局に備え置いて縦覧に供する。 道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総 政局の地域センター、 水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農 (「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林 農林水産大臣 北海道農政事務所及び北海 林 芳正

〇環境省告示第五十号

用する同法第五条第三項の規定に基づき、 興国立公園に改めたので、同条第三項において準 第六条第一項の規定に基づき、陸中海岸国立公園 おり公示する。 の区域を変更し、及び同国立公園の名称を三陸復 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) 次のと

付けて供覧する。 変更後の区域を表示した図面は、 成二十五年五月 環 境省に備え

一十四日 環境大臣 石原

伸晃

追加する区域

字道仏、 の各一部 青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の各一部 青森県三戸郡階上町大字赤保内、 大字鳥屋部、 大字晴山沢及び大字平内 、大字田

大

の 部 青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の地先海面

二 区域を表示した図面(省略) 青森県三戸郡階上町大字道仏の地先海面 の 部

〇環境省告示第五十一号

き、その概要を次のとおり公示する。 おいて準用する同法第七条第三項の規定に基づ に関する公園計画を変更したので、 第八条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) 同条第三項に

備え付けて供覧する。 変更後の公園計画を表示した図面は、 環境省に

平成二十五年五月二十四日

字道仏、大字鳥屋部、 青森県三戸郡階上町大字赤保内、大字田代、大 青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の各一 特別地域に次の区域を追加する。 大字晴山沢及び大字平内 環境大臣 石原 伸晃

青森県三戸郡階上町大字田代、 青森県八戸市大字鮫町の一部 大字晴山沢の各 第一種特別地域に次の区域を追加する。 — 部 大字鳥屋部及び

保医発 0 5 2 4 第 1 号 平成 2 5 年 5 月 2 4 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の 一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」の一部改正について

本日、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」(平成20年厚生労働省告示第95号)の一部が平成25年厚生労働省告示182号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

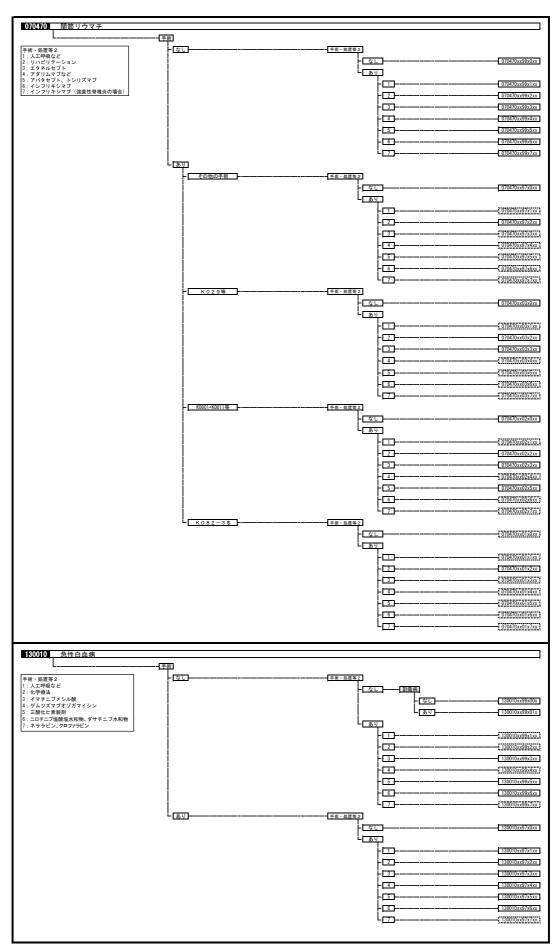
記

1. 改正の概要について

「060035 大腸(上行結腸からS状結腸)の悪性腫瘍」のうち、手術・処置等の2の5に「レゴラフェニブ水和物」を「060040 直腸肛門(直腸・S状結腸から肛門)の悪性腫瘍」のうち、手術・処置等の2の6に「レゴラフェニブ水和物」を「070470 関節リウマチ」のうち、手術・処置等の2の4に「トファシチニブクエン酸塩」を「130010 急性白血病」のうち、手術・処置等の2のなしに「クロファラビン」を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」(平成24年3月19日保医発第0319第2号)の診断群分類定義樹形図中、「070470 関節リウマチ」、「130010 急性白血病」を別紙1のとおり改める。「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)」(平成24年3月19日保医発第0319第2号)の定義テーブル中、「060035 大腸(上行結腸からS状結腸)の悪性腫瘍」、「060040 直腸肛門(直腸・S状結腸から肛門)の悪性腫瘍」、「070470 関節リウマチ」、「130010 急性白血病」を別紙2のとおり改める。



参考 別 紙 1 別 紙 1 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について (通知)診断群分類定義樹形図(別添1) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)診断群分類定義樹形図(別添1) りかりか 関節リウマチ のなが 関節リウマチ 手術・処置等 2 1: 人工呼吸など 2: リルビリテーション 3: エタネルセプト 4: アダリムマブ<u>ム</u>ど 5: アパタセプト、トシリズマブ 6: インタフォシンマフ 7: インフリキシマブ (検査性脊椎炎の場合) - &r 070470xx99x0xx なし 070470yx99y0yx : 八上丁等な。 : リハピリテーション : エタネルセプト : アダリムマブ、ゴリムマブ、セルトリズマブ ペゴル : アパタセプト、トシリズマブ : インフリキシマブ (強重性脊椎炎の場合)): インフリキシマブ (強重性脊椎炎の場合) 8.0 Lasu ŀm-070470xx99x1xx l-m 070470xx99x1xx - 2 -070470xx99x2xx - 2 070470xx99x2xx -3 070470xx99x3xx - 3 070470xx99x3xx --070470xx99x4xx --070470xx99x4xx - 5 070470xx99x5xx 070470x+99x5x+ 070470xx99x6xx -6 070470xx99x6xx L 070470xx99x7xx L___ 070470xx99x7xx その他の手術 手折:処置等2 その他の手術 手術·処置等2 - KL 070470xx97x0xx 070470xx97x0xx LIBUT -£0704706387x1xx -10204705587515551 ŀr⊓⊢ $\vdash \sqcap \vdash$ - 2 -070470xx97x2xx - 2 -070470xx97x2xx 070470xx97x3xx 070470xx97x3xx -3-- 3 -<u>-</u> ____070470xx97x4xx - 4 ____020476xx97x4xx 070470xx97x5xx 070470xx97x5xx 070470xx97x6xx L 070470xx97x7xx L 070470xx97x7xx K029# 手折:処置等2 K029# 手術・数量等2 - &L 59 070470xx03x0xx 070470xx03x0xx 85.9 070470xx03x1xx ----070470yx03x1yx 2 070470xx03x2xx - 2 -070470xx03x2xx 070470x+03x3x+ -3-070470xx03x3xx -[3]-070470xx03x4xx 070470xx03x4xx -4 -4-- 5 -070470cx03x5xx 070470xx03x6xx -63---- 070470xx03x6xx L 070470xx03x7xx L K0801+K0811% K0801+K0811% - C&L 070470xx02x0xx 030470++02+0+ L 55 9 89 Im-070470xx02x1xx T-070470xx02x1xx ---070470xx02x2xx - 2 -070470xx02x2xx -3 070470xx02x3xx -3 070470xx02x3xx --070470xx02x4xx --070470xx02x4xx - 5 -070470xx02x5xx -5-070470xx02x5xx 070470xx02x6xx - 6 0204762022622 ┖ϖ⊢ 070470xx02x7xx L K082-38 なしー なし L LIBRIT ŀm--- 070470xx01x1xx 070470xx01x1xx 070470xx01x2xx 070470xx01x2xx 2 2 070470xx01x3xx 070470xx01x3xx -3-- 3 ---_____070470xx01x4xx -4-— 020470xx01x4xx 070470xx01x5xx 070470xx01x5xx - 5 - 5 -- 6 -070470xx01x6xx - 6 -070470xx01x6xx — 070470xx01x7xx L — 020476xx01x7xx (R0010) 急性白血病 180010 魚性白血病 | 下明・処益等2 | 1: 人工呼吸など | 2: 化子療法 | 3: イマチュフシル機 | 5: 三級としま談別 | 5: 三のモンゴを対すがマイシン | 6: 二のモンゴ機関体水和物、ダウチェブ水和物 | 7: ネララビン 手術 なし 千折・処置等2 なし 手術·鉄譜等2 1: 人工呼吸など 2: 化学療法 3: イマチニブメシル機 4: ゲムツズマブオソガマイシン 5: 三酸化と素製剤 6: ニロチニブ塩酸塩水和物、ダサチニブ水和物 7: ネララピン、クロファワビン ガー製作業 なし 製傷病 なし 130010xx99x00x 130010xx99x00x 130010xx99x01x 89 130010xx99x01x 89 L L --130010xx99x1xx ---- 130010xx99x1xx - 130010xx99x2xx - 2 — 130010xx99x2xx 2 130010xx99x3xx 130010xx99x3xx -4 --- []200]0xx99x4xx -4 --- 130016xx99x4xx - 5 130010xx99x5xx -53-130010xx99x5xx ---120010vy99v6vy ---130010xx99x6xx L -- 130010xx49x7xx L - 130010xx99x7xx 手術·勢震等2 8.0 130010xx97x0xx - &r -130010xx97x0xx 35.9 89 130010xx97x1xx 130010xx97x1xx 130010xx97x2xx 130010xx97x2xx 2 - 2 -- 3 -130010xx97x3xx -14 130010xx97x4xx --130010xx97x4xx 130010xx97x5xx 130010xx97x5xx - 6 -130010xx97x6xx - 6 130010xx97x6xx L___ 130010xx97x7xx ᆫᅳ 130010xx97x7xx

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)定義テーブル

	診匿	f群分類	医療資源を最も投入した傷病名	年齡、出生時体重	等	手術	手術・処置等1	手術・処置等2	副傷病	重症度等
MDC	=	分類名	ICD名称 ICD コード	コ フラ 年齢、 ド グ 時体	出生 手術分岐 対応 フ・ コート・ク	点数表名称 区分番号 等	対応 フラ 処置等名称 区分 番号 等	対応 コート グ 処置等名称	対応 コート グ 疾患名 疾患コート または ICDコート	フラ 重症
06	0035	大腸(上行結腸 からS状結腸)の 悪性腫瘍		(略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略)		(略) (略) (略) (略) (略) 5 10 ベバシズマブ、レゴラフェニブ水和物 (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	略)(略)
06		直腸肛門(直腸・ S状結腸から肛 門)の悪性腫瘍		(略) (略) (略)	(略) (略) (略			6 11 ベバシズマブ、レゴラフェニブ水和物 (略) (略) (略) (略) (略)		略)(略)
07	0470	関節リウマチ	(略)	(略) (略) (略)	(略) (略)(略) (略) (略)		(略) (略) (略) (略) (略) 4 8 アダリムマブ、ゴリムマ ブ、セルトリズマブ ペ ゴル、トファシチニブク エン酸塩 (略) (略) (略) (略) (略)		略)(略)
13	0010	急性白血病	(略) (略)	(略)(略)(略)	(略) (略)(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	7 12 ネララビン、クロファラ ビン (略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	略)(略)

改正前

別 紙 2

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)定義テーブル

	診	断群分類	医療資源を最も投入した傷病名		年齡、	出生	時体重等				3	手術				手術·処置等1				手術·処置等2		Ι		副傷病		重症	度等
MDC		ド 分類名	ICD名称	⊐—ŀ,	الم الم	ラ	年齡、出生 時体重	手術分岐	対応コート	フラグ		点数表名称	区分番号等	対応コート	フラグ	処置等名称	区分 番号 等	対応 コード	フラグ	処置等名称	区分 番号 等	対応コート	フラグ	疾患名	疾患コート または ICDコート	フラグ	重症度等
06	003	5 大腸(上行結腸 からS状結腸)の 悪性腫瘍	(略) ((略)	(略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	5	(略)	ベバシズマブ		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
06	004	D 直腸肛門(直腸・ S状結腸から肛 門)の悪性腫瘍	(略) ((略)	(略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
07	0470	〕 関節リウマチ	((略)	(略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
																			8 (略)	アダリムマブ、ゴリムマ ブ、セルトリズマブ ベ ゴル (略)	(略)						
13	0010) 急性白血病	(略)	(略)	(略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7 (略)	12 (略)	ネララビン (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後

別 紙 2

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)定義テーブル

_	-	E ST / NE	医库洛克士 目上 机 2 1 上 医 产 2	_	AT SA	11 AL DE A	4.50					GE .				EE MEW.				工任 加墨雪。				SIRCA.		4.0	600 Year
-	19	所群分類	医療資源を最も投入した傷病名	+	平断、	口工時1	体重等		_		- 7	術	_	\vdash		手術·処置等1		 	_	手術·処置等2		\vdash		副傷病	1	里证	度等
MDC	⊐—I	分類名		D =	コーフドグ	ラ 年1	龄、出生 诗体重	手術分岐	対応 コート*	フラ グ		点数表名称	区分番号 等	対応 コート*	フラグ	処置等名称	区分 番号 等	対応 コード	フラグ	処置等名称	区分 番号 等	対応 コード	フラ グ	疾患名	疾患コート または ICDコート	フラグ	重症 度等
06		からS状結腸)の 悪性腫瘍		(E	略) ()	}) (略	})	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
06	0040	直縁肛門(直陽・ S状結腸から肛 門)の悪性腫瘍	(略) (略)	(I	略) (剛	§) (略	})	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		6		ベバシズマブ <u>レゴラ</u> フェニブ水和物	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
07	0470		(略)		略) (服			(略)	(略)						(略)			4		アダリムマブ、ゴリムマ ブ、セルトリズマブ ベ ゴル <u>、トファシチニブク</u> エン酸塩 (略)	(略)		(略)			(略)	
13	0010	急性白血病	(略) (略	(i	略)(剛	§) (略	})	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		12 (略)	ネララビン <u>、クロファラ</u> <u>ビン</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)